

商標法シンガポール条約

Singapore Treaty on the Law of Trademarks

趣 旨

各国の商標等に係る登録の出願及び登録に関する**手続の一層の国際調和**
➡ 更なる**利便性向上**, 出願人の**負担軽減**

背 景

- 1994年: 商標法条約採択(1996年: 発効, 1997年: 我が国締結)
- 2002年: 商標法条約採択後に生じた新たなニーズ(電子出願手続等)に対応するため, 商標法条約の改正に関する議論開始
- 2006年3月: 本条約の採択 ➡ 2009年4月: 本条約の発効
- 2016年2月末現在: 40箇国及び2政府間機関が締結(米, 英, 仏, 豪等)

主な内容

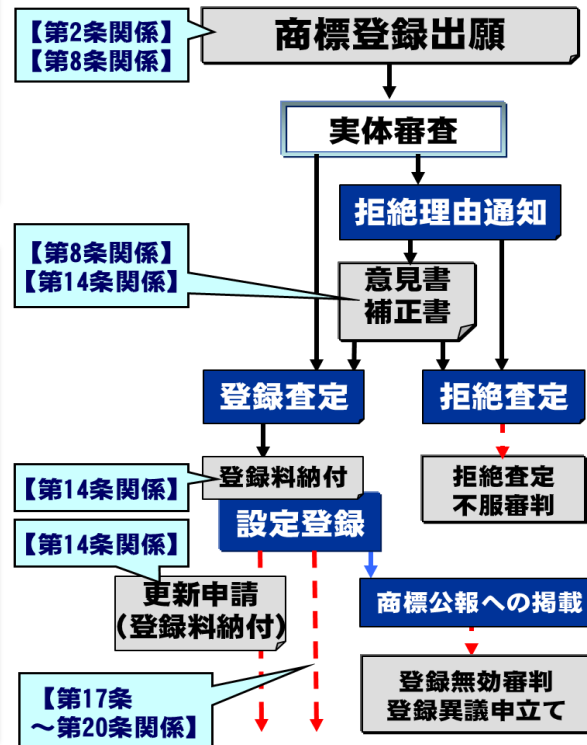
商標法条約に規定する内容(出願時の願書記載要件の制限, 出願日の認定要件の明確化, 手続を却下する際に意見陳述の機会を付与することの義務化等)を基礎とした上で, 新たに以下のような規定等を追加。

- ◆ 条約が適用され得る商標等の種類の拡大 (第2条)
- ◆ 電子手続に対応した書類の提出 (第8条)
- ◆ 所定の期間を徒過した手続や喪失した権利の救済 (第14条)
- ◆ 使用権の記録の申請等に係る手続の調和 (第17条～第20条)
(我が国は, 防護標章(注)につき条約に基づく留保を付す予定。)

(注) 防護標章とは, 特定分野の商品等での使用を目的に登録された著名な商標等に関し, 他の分野の商品等についても他人による使用等を防ぐ目的で登録できる制度。国内法で定める手続が, 条約が定める通常の商標等に係るものとは異なっている。

(参考)

我が国の商標登録出願に関する手続の流れ



早期締結の必要性

- 我が国企業等が他の締約国で基本的に国内と共通の手続により商標等に係る登録の出願を行えるようになる ➡ **産業振興**
- 世界有数の出願件数を誇る我が国による締結 ➡ 手続の利便性向上のための**国際的な取組への貢献**
- 我が国が率先して締結し, 新興国に締結を働きかけ ➡ 我が国企業等による新興国での出願・権利化促進 ➡ **国際競争力の強化**
- 「日本再興戦略」改訂2014において, 2015年度を目処に本条約へ加入することが検討課題とされている